

## 新しい福島県農林水産業振興計画 骨子（案）

### 【策定に当たってのポイント】

- ◇ 現行計画の進捗状況と課題・成果を踏まえて新しい計画を検討
- ◇ めざす姿の基本的な方向として、「東日本大震災・原子力災害からの復興」に加えて、「ひと」、「もの」、「地域」の4つの視点に整理

### 第1章 総説

- 第1節 計画策定の趣旨
- 第2節 計画の位置づけ
- 第3節 計画期間

### 第2章 農林水産業・農山漁村をめぐる情勢

- 第1節 福島県の農林水産業・農山漁村の現状
- 第2節 社会情勢の変化と時代の潮流

### 第3章 ふくしまの農林水産業・農山漁村のめざす姿

- 第1節 基本目標
- 第2節 将来においてめざす姿
- 第3節 めざす姿の実現に向けた施策の展開方向

### 第4章 施策の展開方向

- 第1節 東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化
- 第2節 多様な担い手の確保・育成
- 第3節 生産基盤の確保・整備と試験研究の推進
- 第4節 需要を創出する流通・販売戦略の実践
- 第5節 戦略的な生産活動の展開
- 第6節 活力と魅力ある農山漁村の創生

### 第5章 地方の振興方向

- 第1節 県北地方
- 第2節 県中地方
- 第3節 県南地方
- 第4節 会津地方
- 第5節 南会津地方
- 第6節 相双地方
- 第7節 いわき地方

### 第6章 計画実現のために

- 1 計画の推進に当たっての考え方
- 2 計画の進行管理

### 参考資料

- 1 指標一覧
- 2 SDGs（持続可能な開発目標）の目標との関係
- 3 策定過程

## 第 1 章 総説

### 第 1 節 計画策定の趣旨

- 未曾有の複合災害からの復興、そして、農林水産業を取り巻く社会情勢が大きく変化しており、時代に即した振興施策を進めていくため、長期的展望に立った県が行う施策の基本的な方向性を示す計画として策定
- 農林漁業者はもとより、県民、民間団体、企業、市町村、県などあらゆる主体がそれぞれの強みを発揮し、相互に連携・共働して将来目指すべき姿を実現して行くための指針として策定

### 第 2 節 計画の位置づけ

- 福島県総合計画の部門別計画として、また、福島県農業・農村振興条例第 19 条に定める基本計画
- 本県農林水産業・農山漁村に関する各種計画の上位計画で、本県の農林水産業・農山漁村の振興に向けた施策の基本方向を示す計画

### 第 3 節 計画期間

- 令和 12 年度を目標年とする 10 か年計画
- ※初年度の考え方については、福島県総合計画との整合性を図る

## 第 2 章 農林水産業・農山漁村をめぐる情勢

### 第 1 節 福島県の農林水産業・農山漁村の現状

- 1 東日本大震災・原子力災害からの復興
- 2 農林水産業の担い手
- 3 生産基盤
- 4 農林水産物の流通
- 5 農林水産物の生産等
- 6 農山漁村

### 第 2 節 社会情勢の変化と時代の潮流

- 1 食料の消費構造の変化
- 2 田園回帰の動き
- 3 国の施策の動向
- 4 新型コロナウイルス感染症

※ 参考 5 に基づき、上記に係る情勢を整理、作成

### 第 3 章 ふくしまの農林水産業・農山漁村のめざす姿

- 第 1 節 基本目標
- 第 2 節 将来においてめざす姿
- 第 3 節 めざす姿の実現に向けた施策の展開方向

※ 資料 3 - 2 及び資料 3 - 3

### 第 4 章 施策の展開方向

- 第 1 節 東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化
- 第 2 節 多様な担い手の確保・育成
- 第 3 節 生産基盤の確保・整備と試験研究の推進
- 第 4 節 需要を創出する流通・販売戦略の実践
- 第 5 節 戦略的な生産活動の展開
- 第 6 節 活力と魅力ある農山漁村の創生

※ 資料 3 - 4

### 第 5 章 地方の振興方向

- 第 1 節 県北地方
- 第 2 節 県中地方
- 第 3 節 県南地方
- 第 4 節 会津地方
- 第 5 節 南会津地方
- 第 6 節 相双地方
- 第 7 節 いわき地方

※ 資料 3 - 5

## 第6章 計画実現のために

## 1 計画の推進に当たっての考え方

- 計画の実現のためには、生産者である農林漁業者はもとより、関係機関・団体、大学、市町村及び国並びに県民など様々な主体が参画するとともに、連携・共創により一体となり取組を進めていくことが重要
- このため、県は、様々な主体との連携・共創のもと、広域的な視点に立ちながら地域の特性に応じた施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、それぞれの主体の活動を支援

## 2 計画の進行管理

- 県は、毎年度、計画の進行管理・点検を実施するとともに、審議会への報告及び各地方における意見交換会等を実施
- 計画を着実に推進するため、毎年度当初に「農林水産業施策の基本方向」\*を策定
- 計画に基づき講じた施策は、毎年度取りまとめ、公表

\*農林水産業施策の基本方向

重点的に取り組む施策など毎年度の基本方向を示すもの

## 参考資料

## 1 指標一覧

※ 次回以降提示

## 2 SDGs（持続可能な開発目標）の目標との関係

※ 最終段階で整理

## 3 策定過程

※ 最終段階で整理